

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり県内全域における「まん延防止等重点措置」を解除し、県独自対策として「感染拡大防止重点対策」（令和 4 年 3 月 7 日（月）から同月 31 日（木）まで）及び「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」（令和 4 年 3 月 7 日（月）から同月 18 日（金）まで）を実施することが示されました。

ついては、県内全域の県立学校において「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル 2”とし、下記のとおり対応することとしますので、感染症対策を引き続き徹底するようお願いいたします。

また、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>」P8

記

1 対象期間 令和 4 年 3 月 7 日（月）から同月 31 日（木）まで

※ 終了期日については、改めて通知します。

2 対象期間における対応

- (1) 引き続き、感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については停止すること。
- (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）との不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域との往来を可能とするが、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底すること。
- (4) 部活動における他校との練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施すること。ただし、発熱等の体調不良者が発生した場合は、躊躇せず中止すること。
- (5) 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）  
P22、45～47 参照

3 感染症対策の点検実施

次の項目について実施されているか、「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」期間中に点検すること。

(1) 日々の健康観察の徹底

- ・ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。同居の家族に同様の症状が見ら

れる場合も登校・出勤を控えるようにすること。

- ・ 児童生徒の検温結果及び健康状態を把握すること。また、児童生徒本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけること。
- ・ 登校時や登校後に児童生徒に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるよう指導すること。

(2) 換気、手洗い、消毒の徹底

- ・ 密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。
- ・ こまめな手洗い及び手指の消毒を徹底すること。また、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所は定期的に消毒すること。

(3) マスク着用の徹底

- ・ 飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、運動時を除き原則としてマスク（不織布マスクを推奨）を着用すること。特に会話時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底すること。また、正しい方法での着用を指導すること。

(4) 食事時の感染対策の徹底

- ・ 給食等の食事をする場面での感染症対策については、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

(5) 部活動前後の感染対策の徹底

- ・ 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

(6) 組織的な取組の徹底

- ・ 以上の対策を真に徹底するため、一部の教員や顧問等にもみ委ねるのではなく、学校長をはじめ学校全体で組織的に取り組むこと。
- ・ 必要に応じ、学校医、保健所等の指導・助言・協力を得ながら対策の徹底を図ること。

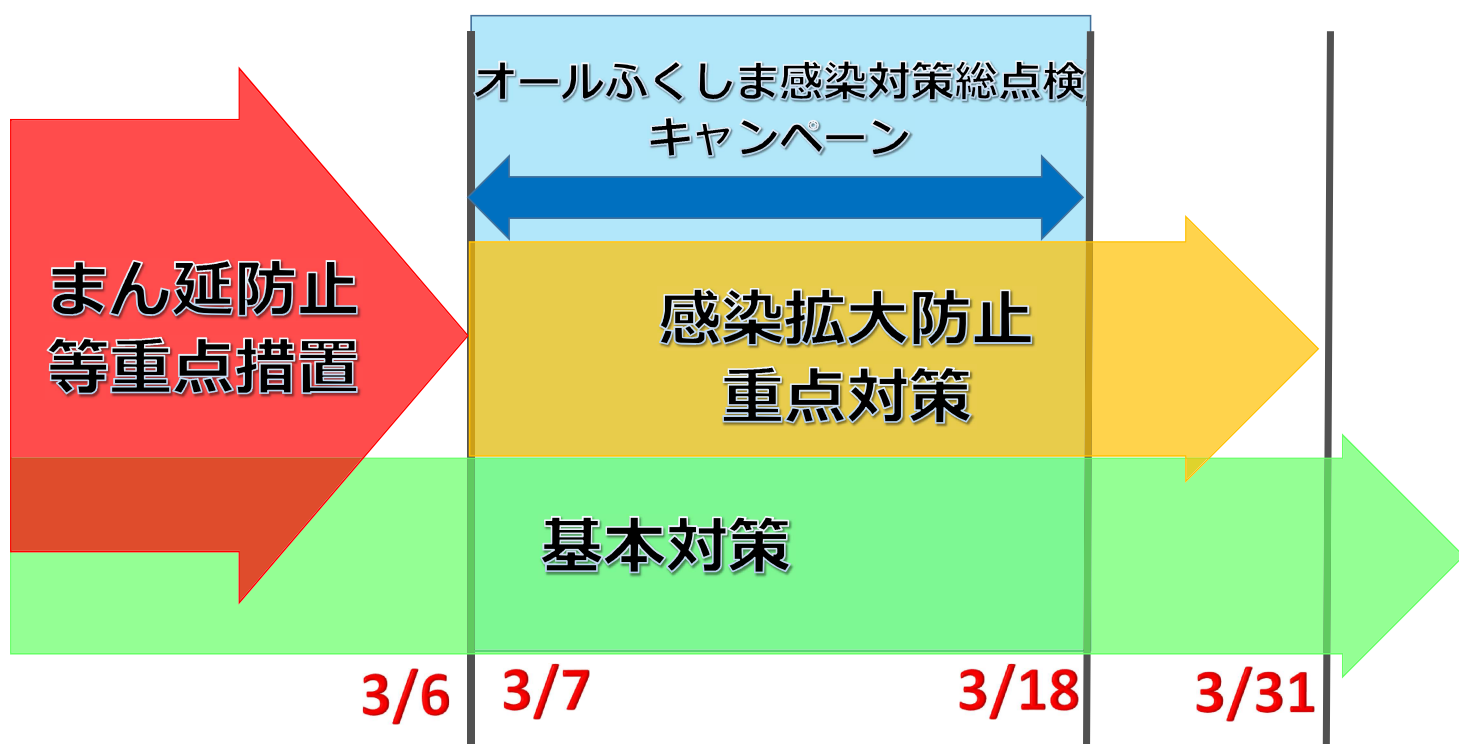
4 その他

令和4年2月7日付け3教健第732号通知で示した例外措置については廃止する。

(事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)

# 非常事態宣言 まん延防止等重点措置 を解除します

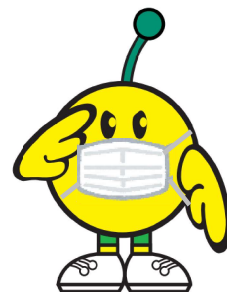
しかし、いまだ予断を許さない状況です。  
引き続き、感染拡大防止対策が必要です。



～子どもと高齢者を守る～  
オールふくしま感染対策総点検キャンペーン  
令和4年3月7日（月）～3月18日（金）

## 感染対策一斉点検

子ども・高齢者の施設において、期間中に対策の総点検をお願いします。点検結果で気になる点があれば、協力医療機関や、県・市町村の担当部署にご相談ください。



## ご家庭でもコロナ感染対策チェック

ご家庭用チェックリストを活用し、コロナに感染しないために気を付けるポイントをお子さんを始め、ご家族皆さんで確認してください。

### 感染拡大防止重点対策のポイント

#### ①子どもを感染から守る

子どもの感染が依然多いことから、保護者の皆さま、教育関係、児童施設関係の皆さまへご協力をお願いします。

#### ②高齢者に感染を広げない

重症化リスクの高い高齢者に感染を広げないため、ご協力をお願いします。

#### ③移動・会食に関するリスク回避

移動・会食の機会が増える時期を迎えることから、皆様のご協力をお願いします。

～感染収束に向けて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします～

# 感染拡大防止重点対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)  
令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

## ポイント1

# 子どもを感染から守る

### 保護者

- ・登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。  
**症状があるときは登校は控えて**ください。
- ・ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・  
保育所・  
認定こども園・  
放課後  
児童クラブ・  
学習塾・  
スポーツ団体等

- ・学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で**基本的な感染防止対策の徹底**を指導してください。  
○不織布マスクの正しい着用    ○人との距離の確保(できるだけ2m)  
○こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど)    ○複合的な対策の実施
- ・**感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)や  
宿泊を伴う学校行事等は停止**してください。
- ・**体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・**先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

**「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」**をお願いします。

## 感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1 一人ひとり**基本的な感染対策**を**徹底**してください。



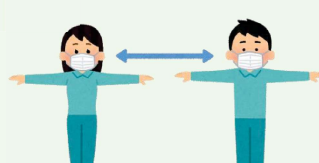
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。  
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い、手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との**間隔は、できるだけ2m**取りましょう。

### 2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



**かかりつけ医や診療検査医療機関に相談**してください。  
かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は  
**受診・相談センター(Tel.0120-567-747)**

福島県 診療検査医療機関

検索Q